

パートナーと子ども

[パートナー関係](#)

[親の権利と義務](#)

[子育て](#)

[子供のケア](#)

[家族の呼び寄せ](#)

[家庭の問題](#)

パートナー関係

スイスでは多様なかたちのパートナー関係が受け入れられています。婚姻は18歳で認められ、婚姻が成立した夫婦には同等の権利が保証されています。

共に暮らす

スイスではここ数年で「共に暮らす」の意味が大きくかわってきています。結婚をせずに一緒に暮らし（内縁関係 **Konkubinat** = **Konkubinat**）、子供をもうけるカップルも少なくありません。夫、妻といったパートナー間の役割分担も消えつつあります。また、同性のパートナーシップも法的に認められています。

結婚 ・ 登録パートナーシップ

スイスでは18歳以上に婚姻がみとめられます。婚姻届は居住する自治体の戸籍課 **Regionales Zivilstandsamt**（**Regionales Zivilstandsamt**）に申請します。まず婚姻の適性などの事前確認が行われ、申請が受理されると、三ヶ月以内に結婚しなければなりません。具体的な申請書類や手続については各担当窓口にお問い合わせください。カップルの一人がまだスイス国外に居住している場合は、婚姻準備のための入国申請をすることができます。また、同性カップルは、婚姻とほぼ同じ権利・義務が生じるパートナーシップとしての登録が可能です。

権利と義務

結婚した夫婦には同等の権利と義務が課されます。結婚は双方の自由意志にもとづくものでなければなりません。強制的な結婚 **Zwangsheirat**（**Zwangsheirat**）と当局が判断した場合、当局はこの結婚を破棄し強制した側を告訴することができます。アールガウ州では専用電話窓口（062 835 47 90）を設けておりますので、結婚を強要されていると感じたらご相談ください。

家族計画

アールガウ州では、アールハウ市とブリュッグ市に、家族計画、妊娠、性に関する特別相談窓口を設けております。ここでは、避妊、性の問題、望まない妊娠、性病などの情報を無料で提供しています。プライバシーは厳守されます。また、妊娠中やすでに子どもがいる場合も、こちらでご相談ください。

離婚

離婚は双方の配偶者、または片方の配偶者のみでも申請することができます。離婚は行政地区（ベツィルケ）の家庭裁判所〔Familiengericht〕（Familiengericht）が管轄しています。スイスを結婚生活の拠点として一年以上居住していれば、国外で離別しても、スイスの法律にもとづく離婚が可能です。離婚は、在留資格や進行中の帰化手続きに影響を与える可能性があります。外国籍の人が離婚後もスイスに居住できるか否かはケースバイケースです。家庭内暴力の被害者には特別なルールが適用されます。離婚に関する詳しい情報はお近くの結婚・家庭相談窓口または法律事務所へお問い合わせください。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

dev.hallo-aargau.ch/ja/partnership-and-children/partnership

親の権利と義務

子が生まれたらすぐ戸籍課に出生届けを提出してください。結婚している場合、養育権は自動的に生じますが、未婚の場合は各自で手続きが必要です。

出生届

出生はすべて各地域の戸籍課[Regionales Zivilstandsamt]（Regionales Zivilstandsamt）に届けられなければなりません。出生届は親の居住地ではなく、子が生まれた自治体の管轄です。病院で出産した場合は、通常、病院が出生届を提出します。病院以外（自宅など）で出産した場合は、三日以内に各自で出生届を提出してください。必要書類等については各担当窓口までお問い合わせください。スイスでは、生まれた子に自動的にスイス国籍は付与されません。

父親の認知

結婚している夫婦の場合、夫が自動的に父親となります。夫が父親かどうか疑わしい場合は裁判所に父権の異議申し立てをすることができます。結婚をしていない場合、父親は自動的に父親として登録されません。出生の前後に、父親の居住地の戸籍課で子の認知をすることができます。父親が子の認知を拒否した場合、母親は裁判所をとおして認知を要求することができます。

養育権

親は子に健康な生活をさせる権利と義務があります[elterliche Sorge]（elterliche Sorge）。これには教育や経済援助などが含まれます。子が18歳になるまで法的に親が子の代理人となります。両親が結婚している場合、双方に平等に子に対する権利と義務が課されます。結婚していない場合は、父親がまず子を認知する必要があります。この後、任意で両親の共同養育権[gemeinsame elterliche Sorge]（gemeinsame elterliche Sorge）を文書で提出することができます。これは子の認知の手続きと同時に居住地の戸籍課でおこなうか、または、のちに家庭裁判所の児童保護局[Kindesschutzbehörde, KESB]（Kindesschutzbehörde, KESB）でおこなってください。養育権について未婚の両親の意見が食い違う場合は、児童保護局が決定権を持ちます。質問または援助が必要な場合は該当の相談窓口へお問い合わせください。

養育費

離婚しても両親は子を養う（養育[Unterhalt]=Unterhalt）義務があります。したがって、子の養育とその費用について二人の間に明確にしておかなければなりません。養育費は父親と母親で分担します。負担額の割合は経済状況、養育にかかる負担などによって変化します。双方で合意が得られない場合は、裁判所へ訴えることができます。支払義務のある相手から支払いがない場合は、居住する自治体に援助を申請することができます。援助が認められると、養育費の取り立てや前払いの申立が可能になることがあります。

(Alimentenbevorschussung)□。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

dev.hallo-aargau.ch/ja/partnership-and-children/parents-rights-and-duties

子育て

子育てはむずかしいものです。子どもにとってなにがよいのか、多くの親は何度となく自問します。そんなとき、仲間と意見交換するのもよいでしょう。こちらではいくつかの相談所を紹介します。

交流の場

父母同士の情報交換の場や、子供と一緒に参加できるものなど子育てに役立つ幅広い催しがあります。中には外国人とスイス人の子持ち家庭の交流を目的としたものもあります。

- 幼児グループ[Krabbelgruppen] (Krabbelgruppen) は二歳以下の乳幼児、幼児をもつ家庭を対象にした父母交流会です。多くの自治体で催されています。
- 親子体操[MuKi-/VaKi-/ElKi-Turnen] (MuKi-/VaKi-/ElKi-Turnen) は小さな子供と親子で一緒に楽しめるゲームや体操のクラスです。体操のクラスはほとんどの自治体で開催されています。
- ファミリーセンタ[Familienzentrum] (Familienzentrum) ではさまざまな親子向けのイベントが開催されます。
- 図書館では幼児から青少年まで幅広い年齢層の子どもや父母を対象としたさまざまな企画があります。各自治体でどのような催し物があるか確認するとよいでしょう。

子育て講習会

アールガウ州ではさまざまなテーマの子育て講習会が催されています。スイスの学校システムについての説明会や、他言語での講習会など、外国からの移住者を対象とした企画もあります。詳細は、インターネットでアールガウ州のウェブサイト"Elternbildung Aargau"のページや、各学校、お住まいの自治体のウェブサイトをご覧ください。

教育相談

子どもの教育についての質問に応じる相談所があります。すべての地域に家族のための相談窓口があります。多くの自治体が運営する父母相談所[Mütter- und Väterberatung]

(Mütter- und Väterberatung) では乳幼児に関する相談を受け付けています。子育て緊急ダイヤルでは専門家が電話およびメールで相談に応じます。(0848 35 45 55 (固定電話料金) / www.elternnotruf.ch).

詳細 (リンク、連絡先、冊子、リーフレット)

dev.hallo-aargau.ch/ja/partnership-and-children/being-a-parent

子供のケア

子どもが生まれたあとも両親共に仕事を続けるケースがたくさんあります。アールガウ州にはこのような共働き家庭のための特別な託児施設があります。ほとんどの施設は有料です。

保育所

保育所〔Kinderkrippen〕（Kinderkrippen）は全日制です。ほとんどの施設で三ヶ月から義務教育までの子どもを受け入れています。少数ではありますが、小学生（学校の前後、お昼休み）を受け入れているところもあります。どの施設も常に定員いっぱい、ウェイティングリスト待ちの状態なので、保育所をご利用になりたい方は早めに申し込む必要があります。料金は各施設によって異なり、費用の一部は自治体が負担します。受け入れの是非、料金等については各保育所またはお住まいの自治体にお問い合わせください。

シュピールグループ

義務教育前の子どもの多くはシュピールグループ〔Spielgruppe〕（Spielgruppe）に参加します。三歳ぐらいからの子どもが親からはなれ、専門教育を受けたスタッフのもと、他の子どもと遊んだり工作をおこなったりします。シュピールグループは義務ではありませんが、特に家庭でドイツ語以外の言語を話す子どもにとっては、ドイツ語でコミュニケーションをとり、義務教育へ上がる準備をする良い機会となるでしょう。料金はシュピールグループによって異なり、費用の一部は自治体が負担します。ほとんどの自治体にシュピールグループがありますので、受け入れの是非、料金等についてはお住まいの自治体にお問い合わせください。

学童保育 ・ ランチテーブル

学校の他に児童のケアを行う施設もあります。学童保育〔Tagesstruktur〕（Tagesstruktur）が併設されている学校であれば、児童は昼休みに残って学校で昼食をとることができ、放課後にはここで宿題などをすませます。一週間に何日でも利用することができます。学童保育は有料です。料金は親の収入によって変わります。なお、学童保育は週五日のカリキュラムが組まれた全日制学校〔Tagesschulen〕（Tagesschulen）の代りとはなりません。

デイケアファミリー

デイケアファミリー〔Tagesfamilien〕（Tagesfamilien）とは子どもを一定時間（多くの場合終日）預かる家庭のことです。共働きの両親の多くがこのシステムを利用しています。ニーズに合ったデイケアファミリーを探したり、料金の相談に応じる紹介所があります。

ベビーシッター ・ 緊急時

スイスでは十代の若者が夜間や週末にベビーシッターとして働く姿がよく見られます。スイス赤十字[SRK]（SRK）アールガウ支部では講習を受けたベビーシッターのリストを作成しています。スイスでは、これら十代の若者に対して賃金を払うのが一般的です。また、スイス赤十字[SRK]（SRK）アールガウ支部では、親が入院して他に面倒を見る人がいないなどの緊急時に対応する緊急託児所を設けています。このサービスは無料ではありませんが、保険によっては費用がカバーされます。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

dev.hallo-aargau.ch/ja/partnership-and-children/childcare

家族の呼び寄せ

スイスに在住している人の元へその家族を呼び寄せることは、場合によって可能です。家族や知り合いがスイスを訪れる場合、出身国によっては、訪問ビザが必要になります。

家族の呼び寄せ

基本的には、スイスに在住する人の元へ家族（直系の血縁者および配偶者）を呼び寄せることが可能です（家族の呼び寄せ＝ **Familiennachzug**）。どの家族構成員が申請の対象になるかは、申請者の国籍と滞在状況により変わります。暫定滞在許可証 **Ausweis F**（**Ausweis F**）でも状況によっては申請が可能です。申請に必要な書類、詳しい手続については、州の移民統合局 **Amt für Migration und Integration**（**Amt für Migration und Integration**）までお問い合わせください。家族の呼びよせの申請は期間が限定されています。手続に要する時間は成人した家族（配偶者など）より、子どもの方が短くなります。

結婚の準備

スイス在住者がスイス国外のパートナーと結婚を予定している場合、入籍前に結婚準備のための入国許可証を申請することができます **Vorbereitung der Heirat**（**Vorbereitung der Heirat**）。申請に必要な書類、詳しい手続についてはアールガウ州の移民統合局 **Amt für Migration und Integration**（**Amt für Migration und Integration**）までお問い合わせください。

入国の査証

外国籍保有者にとって、多くの場合、例えば、家族に会いに来るためにスイス入国の査証を受けるのは簡単なことではありません。スイス在住の関係者の招待状および経済的保証 **Verpflichtungserklärung**（**Verpflichtungserklärung**）、またはその双方が必要になる場合があります。申請に必要な書類、詳しい手続についてはスイス大使館にお問い合わせください。アールガウ州の移民統合局 **Amt für Migration und Integration**（**Amt für Migration und Integration**）でも情報を提供しています。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

dev.hallo-aargau.ch/ja/partnership-and-children/family-reunification

家庭の問題

家族やパートナーとの間に問題が生じたときは、さまざまな相談窓口でサポートが受けられます。家族や配偶者に対する暴力は禁止されています。

パートナーとの問題

パートナー間で問題が生じた場合、専門家が二人の相談に応じ、問題解決に向けてのアドバイスをします[Eheberatung] (Eheberatung)。初回のカウンセリング料は、通常、無料か低価格に設定されています。各地域に相談窓口があります。

家庭の問題

子供のいる家庭では、親にとっても子にとっても難しい状況に直面することがあります。行き詰まってしまったときは、とにかく、誰かに援助を求めることをお勧めします。家庭相談窓口[Familienberatungsstelle] (Familienberatungsstelle)ではそういった個人的な相談に応じています。教育や子供の行動に関する心配事などは、子育て緊急ダイヤル[Elternnotruf] (Elternnotruf)にて専門家が電話かメールで対応します (フリーダイヤル0848 35 45 55/www.elternnotruf.ch)。また、子ども緊急ダイヤル[Kindernotruf] (Kindernotruf)では、子ども、青少年からの相談に電話、メール[SMS]、SMS、またはチャットで応じます (フリーダイヤル147 / www.147.ch)。

家庭内暴力

家庭内暴力は犯罪です。暴力の程度、また、対象が妻、夫、子どものいずれかに関わらず、加害者は処罰の対象となります。家庭内暴力の情報を得た当局はなんらかの対処をしなくてはなりません。被害者は無料、秘密厳守のサポートを受けることができます。子ども連れの女性および男性は一時的に専用シェルター (Frauenhaus / Väterhaus) に避難することもできます。女性用シェルターでは暴力に悩む女性の相談を24時間受け付けています (電話062 823 86 00)。子ども、青少年は子ども緊急ダイヤル[Kindernotruf] (Kindernotruf)に連絡してください (フリーダイヤル147 / www.147.ch)。家族の誰かに脅されていると感じたら、警察に通報してください (電話117)。通報することによって、暴力および脅迫の加害者を長期間にわたり自宅から追い出すことが可能になります。

詳細 (リンク、連絡先、冊子、リーフレット)

dev.hallo-aargau.ch/ja/partnership-and-children/conflicts